

第29回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年11月30日 13:30~14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1番 野村 照明委員	3番 金子 靖委員	4番 清水 幸治委員
5番 廣瀬女公美委員	6番 二谷 幸裕委員	7番 大畑 礼子委員
9番 細川 裕委員	10番 菅原 雄一委員	11番 佐藤 裕司委員
12番 山崎 隆史委員	13番 成田 俊英委員	14番 中川 浩幸委員
15番 瀬戸 賢成委員	16番 稲場 洋二委員	17番 松下 裕幸委員
18番 佐藤 泰正委員	19番 福西 範委員	20番 野澤 勲委員
21番 志賀 忠浩委員		

(以上 19名)

4. 欠席委員

8番 浅野 徳昭委員

5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵

(以上 5名)

会議録署名委員の指名 21番 志賀 忠浩委員
3番 金子 靖委員

6. 議事日程 会期決定について 令和5年 11月 30日 (1日)

報告第49号 現況証明願について (市街化区域)
報告第50号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第130号 現況証明願について
議案第131号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第132号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案第134号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
議案第135号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第29回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は19名です。
議事録署名人に21番、志賀忠浩委員、3番、金子靖委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日11月30日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。
報告第49号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第49号「現況証明願」についてご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、 の1筆、面積 ㎡の土地について、所有者である 氏より現況証明願があり、10月26日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、10月30日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました報告第49号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第50号「農地法第3条の3第1項の規定に

よる届出」について報告して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書8ページでございます、報告第50号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書9ページの表の1番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、昭和63年3月17日、相続し所有権を取得したとして、令和5年11月1日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第50号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第130号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の10ページでございます、議案第130号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で2件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番は、資料が12ページと13ページでございます。

公簿地目が畑である、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の土地について、所有者である■■■■氏より現況証明願がございました。

11月14日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が12ページと14ページでございます。

公簿地目が畑である、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の土地について、所有者である■■■■氏より現況証明願がございました。

11月14日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の農業用施設用地であると確認致しました。

以上、2件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の大畑礼子委員より報告をお願いします。

委員
大畑委員

議案第130号「現況証明願」の1番から2番について報告致します。

1番は、 氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、
 、面積が ㎡の土地についてであります。令和5年11月14日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認致しました。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります。現地は農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

次に、2番は、 氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、
 、他2筆、合計 ㎡の土地についてであります。令和5年11月14日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、農業用施設用地であることを確認致しました。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります。現地は、農地採草放牧地以外の農業用施設用地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

大畑礼子委員、ありがとうございました。

それでは、議案第130号「現況証明願」について審議致しますが、1番につきましては金子靖委員ご本人の案件、2番につきましては細川裕委員ご本人の案件ですので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

つきましては、最初に1番、次に、2番を審議いたしますので、金子靖委員は退出して下さい。

(金子靖委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第130号「現況証明願」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第130号「現況証明願」の1番については原案のとおり決定致します。

退室されている金子靖委員は入室して下さい。

(金子靖委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。
次に、2番を審議いたしますので、細川裕委員は退出して下さい。

(細川裕委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第130号「現況証明願」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第130号「現況証明願」の2番については、原案のとおり決定致します。
退室されている細川裕委員は入室して下さい。

(細川裕委員入室)

議長
野村会長

2番は、原案のとおり決定致しました。
それでは、次に、議案第131号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の15ページにございます、議案第131号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の貸借を合意解約した場合、貸主、借主の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、阿寒地区で8件の通知がございました。

議案書16ページの表の1番は、資料が18ページと19ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和5年11月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の2番は、資料が18ページと20ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和5年11月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の3番は、資料が18ページと21ページにございます。

氏が所有する、
、他1筆、面積合計 m^2 の農用地について、借主であります 氏との間で、令和5年11月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の4番は、資料が22ページと23ページにございます。

氏が所有する、
の1筆、面積 m^2 の農用地について、借主であります 氏との間で、令和5年11月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の5番は、資料が22ページと24ページと25ページにございます。

氏が所有する、
の内、他3筆、面積合計 m^2 の農用地について、借主であります 氏との間で、令和5年11月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、議案書17ページの表の6番は、資料が22ページと26ページにございます。

氏が所有する、
、他1筆、面積合計 m^2 の農用地について、借主であります 氏との間で、令和5年11月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の7番は、資料が27ページから31ページにございます。

氏が所有する、
、他17筆、面積合計 m^2 の農用地について、借主であります 氏との間で、令和5年11月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の8番は、資料が27ページと32ページと33ページにございます。

氏が所有する、
、他2筆、面積合計 m^2 の農用地について、借主であります 氏との間で、令和5年11月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

以上、8件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第131号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、1番から8番につきましては、細川裕委員ご本人の案件であり議事参与の制限にあたりますので、細川裕委員は退出して下さい。

(細川裕委員退室)

議長
野村会長

それでは、審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第131号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番から8番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第131号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について原案のとおり決定致します。
退室されている細川裕委員は入室して下さい。

(細川裕委員入室)

事務局
塩田事務局長

議案第131号は、原案のとおり決定致しました。
それでは、次に、議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の34ページにございます、議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、鉏路地区で4件、阿寒地区で10件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書35ページの表の1番は、資料が42ページと43ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が42ページと44ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が42ページと45ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書36ページの表の4番は、資料が42ページと46ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が47ページから51ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他6筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の6番は、資料が47ページと52ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書37ページの表の7番は、資料が53ページから55ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の8番は、資料が53ページと56ページにございます。

氏が所有する、
、他1筆、面積合計 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行う
ものでございます。

次に、表の9番は、資料が53ページと57ページにございます。

氏が所有する、
、他1筆、面積合計 m^2 の農
用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うもの
でございます。

次に、議案書38ページの表の10番は、資料が58ページから62ページにござ
います。

氏が所有する、
他17筆、面積合計 m^2
の農用地について、
に年間 円で賃貸借を行うも
のでございます。

次に、表の11番は、資料が58ページと63ページと64ページにございます。

氏が所有する、
、他5筆、面積合計 m^2
の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行
うものでございます。

次に、議案書39ページの表の12番は、資料が65ページと66ページにござ
います。

氏が所有する、
、他3筆、面積合計 m^2 の
農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うものでござ
います。

次に、表の13番は、資料が67ページと68ページにございます。

氏が所有する、
の内、他1筆、面積合計 m^2
の農用地について、
氏に年間 円で賃貸借を行うものでござ
います。

次に、議案書39ページから41ページの表の14番は、資料が69ページから8
6ページにございます。

氏が所有する、
、他91筆、面積合計 m^2
の農用地について、
に 円で売買による所有権
移転を行うものでございます。

以上、14件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、
よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1
番から4番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いし
ます。

委員
清水委員

議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から4番について、
調査報告を致します。

1番の申請の内容は、
氏が所有する、
、他5筆、合
計 m^2 の農用地について、
氏に、年間 円で賃貸借を行うもので
あります。

次に、2番の申請の内容は、
氏が所有する、
、面積
が m^2 の農用地について、
氏に、年間 円で 賃貸借を行うもので

あります。

次に、3番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の内、面積が[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、4番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他1筆、合計[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和5年11月15日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

清水 幸治委員、ありがとうございました。

次に、5番から14番の現地調査結果について、調査委員長の大畑礼子委員より報告をお願いします。

委員
大畑委員

議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請」の5番から14番について、調査報告を致します。

5番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の内、他6筆合計[]㎡の農用地について、[]に、年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、6番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、面積が[]㎡の農用地について、[]に年間[]で賃貸借を行うものであります。

次に、7番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他2筆、合計[]㎡の農用地について[]に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、8番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他1筆、合計[]㎡の農用地について、[]に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、9番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他1筆、合計[]㎡の農用地について、[]に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、10番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他17筆、合計[]㎡の農用地について、[]に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、11番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他5筆、合計[]㎡の農用地について、[]に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、12番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他3筆、合計[]㎡の農用地について、[]に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、13番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]

の内、他1筆、合計 ㎡の農用地について、氏に年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に、14番の申請の内容は、氏が所有する、他9筆、合計 ㎡の農用地について、に総額 円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

これらの件について、令和5年11月14日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

大畑礼子委員、ありがとうございました。

それでは、議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、3番につきましては、浅野徳昭委員ご本人の案件、14番につきましては、細川裕委員ご本人の案件ですので、それぞれ議事参与の制限にあたりますが、浅野徳昭委員は本日欠席であります。

つきましては、最初に1番から13番を審議した後に、14番を審議することとします。

それでは、1番から13番について、一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から13番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から13番については、原案のとおり決定致します。

次に、14番を審議いたしますので、細川裕委員は退出して下さい。

(細川裕委員退室)

事務局
塩田事務局長

それでは、14番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請」の14番について、原案に

賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請」の14番については、原案のとおり決定致します。
退室されている細川裕委員は入室して下さい。

(細川裕委員入室)

議長
野村会長

14番は、原案のとおり決定致しました。
それでは、次に、議案第133号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。
事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書87ページでございます、議案第133号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。
農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して進達することになっております。
今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。
お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。
議案書88ページの表の1番は、資料が議案書89ページから95ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他1筆、面積合計■■■■
㎡の農用地について、令和7年1月9日まで■■■■に使用貸借し、砂利採取を行うための一時転用の許可申請です。

本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしております。

また、釧路市長より「農振整備計画の達成に支障ない」旨の回答を得ており、事務レベルでの事前協議を終了しております。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長の大畑礼子委員から報告をお願いします。

委員
大畑委員

議案第133号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について調査報告致します。

本内容は、■■■■氏が所有する、■■■■の内、及び■■番
■■の内、合計■■■■㎡の採草放牧地について、■■■■に使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うものです。

この砂利採取については、貸主が所有する、隣接地の■■■■

の原野と一体で行うものであり、また、本申請地のうち[]番[]の内が農用地区域でありますが、釧路市長より「農振整備計画の達成に支障ない」旨の回答を得ており、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

令和5年11月14日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員3名で現地調査、及び、協議を行った結果、本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

大畑礼子委員、ありがとうございました。

それでは、質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第133号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

議長

野村会長

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第133号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第134号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

塩田事務局長

議案書の96ページでございます、議案第134号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回2件の報告がございました。

議案書97ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、[]で、令和5年3月決算の報告となります。

次に、農地所有適格法人要件確認書の2番は、[]で、令和5年6月決算の報告となります。

これらの件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、2件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第134号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、2番につきましては、菅原雄一委員が役員を務める法人に関する案件でありますので、議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番、次に2番を審議することと致します。
それでは、1番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第134号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第134号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については、原案のとおり決定致します。
次に、2番を審議致しますので、菅原雄一委員は退室をお願い致します。

(菅原雄一委員退室)

事務局
塩田事務局長

それでは、2番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第134号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第134号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番については、原案のとおり決定致します。
退室されている菅原雄一委員は入室して下さい。

(菅原雄一委員入室)

議長
野村会長

2番は、原案のとおり決定致しました。
次に、議案第135号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書98ページでございます、議案第135号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致

します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、阿寒地区で3件の計画がございます。

議案書99ページの表の1番は、資料が100ページから103ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、面積■■■■㎡、及び、■■■■の内、面積■■■■㎡について、太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外し、用途区分を「農用地区域外」に変更するものです。

次に、表の2番は、資料が104ページから107ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、面積■■■■㎡について、太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外し、用途区分を「農用地区域外」に変更するものです。

次に、表の3番は、資料が108ページから111ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、面積■■■■㎡、及び、■■■■の内、面積■■■■㎡について、太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外し、用途区分を「農用地区域外」に変更するものです。

なお、これらの件については、11月14日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査及び協議を実施しております。

以上、3件の「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、1番から3番の協議の結果を委員長の大畑礼子委員から報告願います。

委員
大畑委員

議案第135号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番から3番について、調査及び協議の結果を報告致します。

1番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、■■■■の内、他1筆、合計■■■■㎡の土地について、事業主体である、■■■■氏が太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外すべく、釧路市に申請があり釧路市長より意見を求められたものです。

令和5年11月14日、阿寒地区農業委員3名及び事務局3名で現地調査及び協議をした結果、現地は、農地採草放牧地以外の山林であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更には異存はないものと判断いたしました。

次に、2番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、■■■■の内、面積が■■■■㎡の土地について、事業主体である、■■■■氏が太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外すべく、釧路市に申請があり、釧路市長より意見を求められたものです。

令和5年11月14日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局3名で現地調査及び協議をした結果、現地は農地採草放牧地以外の原野であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更に興存はないものと判断いたしました。

次に3番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、[]の内、他1筆、合計 []m²の土地について、事業主体である []氏が、太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外すべく釧路市に申請があり釧路市長より意見を求められたものです。

令和5年11月14日、阿寒地区農業委員3名及び事務局3名で現地調査及び協議をした結果、現地は、農地採草放牧地以外の原野であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更に興存はないものと判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

大畑礼子委員、ありがとうございました。

それでは議案第135号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番から3番について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第135号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番から3番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第135号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番から3番については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和5年 11月 30日

議 長 野 村 照 明

署名委員 志 賀 忠 浩

署名委員 金 子 靖